

2019 年 5 月 1 日現在

都道府県協会・加盟クラブ各位

公益財団法人 日本ライフセービング協会

**【ご案内】公益財団法人日本ライフセービング協会が
登録者に参加する保険について**

この度、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下、J L A）の資格登録者（WS、BLS 資格は除く）の皆様には下記の 1. 傷害保険、2. 感染見舞金補償保険、3. 団体賠償責任保険、4. 個人賠償責任保険に参加する運びとなりましたので保険の内容についてご案内申し上げます。

万が一、ライフセービングの活動中に事故が発生した場合は、下記事項をご参考にして頂き、それぞれの保険代理店までご連絡、ご相談頂きますようお願い申し上げます。

記

JLA に資格登録すると、下記の 1～4 の保険に参加することになります。

1. 傷害保険 (非営利活動団体傷害保険特約セット普通傷害保険)

①被保険者： J L A 資格登録者（※注 1）

②補償範囲：J L A 資格登録者（※注 1）が、J L A の管理下（※注 2）において、J L A の目的に従って活動中（※注 3）あるいは自宅とその活動との通常経路中に、急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、後遺障害を負ったり、死亡した場合に補償する保険。

③保険金額（支払限度額）：

死亡保険金額	500 万円
後遺障害保険金額	500 万円～20 万円
入院保険金日額	3,000 円
手術保険金額	入院保険金日額の 5 倍または 10 倍

2. 感染見舞金補償保険（約定履行費用保険）

①被保険者：J L A

②補償範囲：J L A資格登録者（※注1）が、J L Aの管理下（※注2）において、J L Aの目的に従って活動中（※注3）あるいは自宅とその活動との通常経路中に、急激かつ偶然な外来の事故で厚生労働省が示す1類～3類感染症の範囲で感染症を患ったり、死亡された場合に補償する保険。

③保険金額（支払限度額）：

死亡お見舞金	100万円
入院・通院日数31日以上	7万円
入院・通院日数8日～30日	5万円
入院・通院日数7日以下	3万円

3. 団体賠償責任保険（非営利活動団体（NPO）賠償責任特約セット施設所有（管理）者・生産物賠償責任保険）

①被保険者：J L A及びJ L A資格登録者

②補償範囲：J L A資格登録者（※注1）が、J L Aの管理下（※注2）において、J L Aの目的に従って活動中（※注3）のミス及び活動後にその結果のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人に身体の障害もしくは、財物の損壊を与えてしまった場合に、被保険者が被る法律上の賠償責任を補償する保険。

③保険金額（支払限度額）：

賠償責任保険（身体・財物）	2億円
賠償責任保険（管理財物）	50万円
賠償責任保険（人格権侵害）	50万円
事故対応費	500万円
見舞費用（死亡）	50万円
見舞費用（後遺障害）	2万円～50万円
見舞費用（入院）	2万円～10万円
見舞費用（通院）	1万円～5万円

4. 個人賠償責任保険

①被保険者：J L A資格登録者

②補償範囲：J L A資格登録者（※注1）が、個人の活動中（※注4）のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物に損害を与えてしまった場合に、法律上の賠償責任を補償する保険。

※資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険対象となりませんので予めご注意ください。

③保険金額（支払い限度額）：賠償責任保険（身体・財物）1億円

※1事故につき5千円の自己負担

【共通事項】

保険期間	保険期間：4月1日～翌年3月31日（年度ごと） <u>資格登録料のお支払い後、下記のスケジュールで保険加入を行います。</u> 当月11日～当月25日 登録料ご入金 → 翌月1日より加入 前月26日～当月10日 登録料ご入金 → 当月15日より加入
J L A資格登録者 （※注1）	<資格登録者とは> ①ベーシックサーフライフセーバー ②アドバンスサーフライフセーバー ③プールライフガード ④アドバンスプールライフガード ⑤I R Bクルー ⑥I R Bドライバー ⑦リーダー ⑧インストラクター（全コース） ⑨審判員 <u>※ウォーターセーフティーとB L Sの資格登録者は保険に加入されませんのでご注意ください。但し、講習会時の保険は加入しています（教育特割は除く）。</u> <u>※上記①～⑨の資格登録をしないで、選手登録のみをしている方は、J L A主催競技会と都道府県協会主催競技会に限り、1. 傷害保険、2. 感染見舞金補償保険、3. 団体賠償責任保険に加入します。</u>
J L Aの管理下 （※注2）	<J L Aの管理下とは> ①J L A主催事業 ②J L Aに加盟する都道府県協会及びクラブの実施する活動で、予め都道府県協会からJ L Aへ提出している事業計画の内、<u>監視・救助活動とJ L A資格認定講習会の開催時。</u> ③J L Aに加盟する都道府県協会が実施する活動で、予めJ L Aへ提出している事業計画の内、<u>競技会の開催時。</u>
活動中 （※注3）	<活動中とは> ①監視・救助活動中（イベント監視・救助活動を含む） ②J L A資格認定講習会開催中（※<u>I R B搭乗中は除く</u>） ③競技会開催中（J L A及び都道府県協会の競技会） ④J L Aシミュレーション審査会開催中

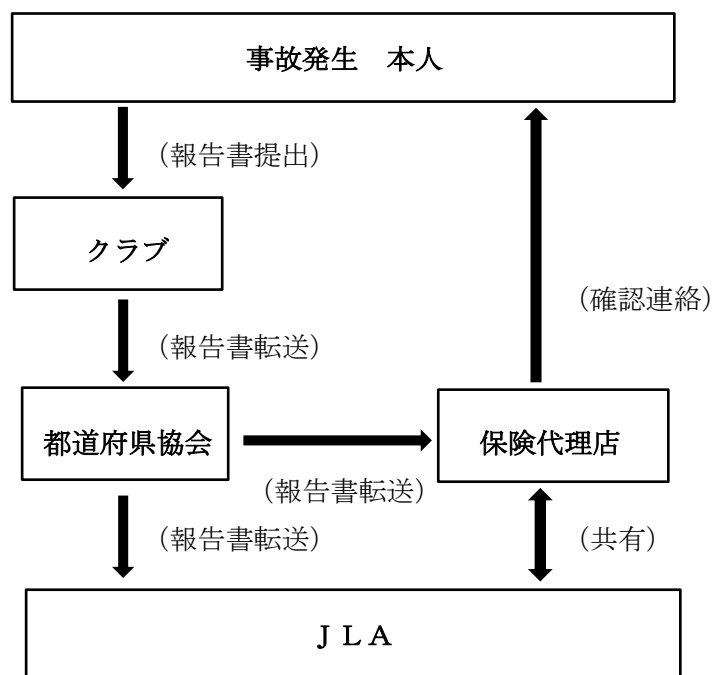
	⑤ J L Aサーフトレーニングクリニック開催中 ⑥ J L Aハイパフォーマンスチームの合宿中 ⑦その他、J L Aが認めたライフセービング活動中
個人の活動中 (※注4)	<個人の活動中とは> 個人の練習、監視・救助活動、J L A資格認定講習会、サポーター講習会、競技会、ライフセービングの指導中。 <u>※資格登録者同士の事故には、法律上の賠償責任が発生しない為、保険の対象となりませんので予めご注意ください。</u>

【保険会社】

1. 傷害保険、2. 感染見舞金補償保険、3. 団体賠償責任保険、
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
4. 個人賠償責任保険
三井住友海上火災保険株式会社

【事故時の対応の流れ】

万が一、事故を起こしてしまった際は、所定の事故報告書に必要事項をご記入の上、下記の流れで事故報告書を FAX 又は E-mail で保険代理店と J L A まで送って下さい。
保険代理店は事故報告書を受け取るとご本人へ直接確認連絡を致します。



【お問い合わせ、事故報告先】

上記内容についてご不明な点がある場合や、事故報告は以下までご連絡下さい。

1. 傷害保険、2. 感染見舞金保障保険、3. 団体賠償責任保険

有限会社リプロ（担当：服部）

平日／9：00～18：00

（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代理店）

Tel：0466-55-4388　／　Fax：0466-55-4389

E-mail：lipro@lipro.biz

4. 個人賠償責任保険

株式会社第一成和事務所 営業第二部（担当：市本）

平日／9：00～18：00

（三井住友海上火災保険株式会社の代理店）

Tel：03-5645-1071　／　Fax：03-3667-9037

E-mail：ichimoto@d-seiwa.co.jp

以上

提出日 年 月 日

事故報告書

No. _____

受 付 者			部署		
事故内容	日 時	年 月 日 () AM・PM 時 分頃			
	場 所				
	警察届	警察 人 ・ 物 担当 _____			
	状 況 説 明				
受傷者氏名	氏 名	生年月日 / /			
受傷者住所	住 所		TEL		
入通院	病院名	① ②	TEL		
対人賠償	氏 名		TEL		
	住 所		病院名		
初期対応					
連絡事項 打合事項				職印	

団体活動総合保険：有限会社リプロ行 FAX：0466-55-4389 /E-mail：lipro@lipro.biz

資格登録者付帯個人賠償責任保険：株式会社第一成和事務所行 FAX：03-3667-9037

/E-mail：ichimoto@d-seiwa.co.jp

公益財団法人日本ライフセービング協会行 FAX：03-3459-1446 /E-mail：info@jla.gr.jp

■JLA資格登録者保険について

保険の種類・保険会社	被保険者	補償項目		保険金額・支払い限度額		保険期間	補償の範囲						
団体活動総合保険 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)	JLA	賠償責任保険（管理者）	賠償責任保険 (免責金:自己負担なし)	身体・財物	1事故・保険期間中	2億円	4月1日～3月31日（1年間）	JLAが所有、使用もしくは管理している各種施設、設備、用具等の管理の不備、又はJLA資格登録者が、JLAの管理下における活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物に損害を与えてしまった場合に、法律上の賠償責任を保障する保険。損害賠償金や裁判・弁護士費用に対して保険金が支払われる。	■JLA資格登録者 ①WS（一般）（講習会開催時のみ） ②BLS（一般）（講習会開催時のみ） ③ベーシックサーフ ④アドバンスサーフ ⑤プールLG ⑥アドバンスプールLG ⑦IRBクルー ⑧IRBドライバー ⑨リーダー ⑩インストラクター-BLS ⑪インストラクター-WS ⑫インストラクターサーフ ⑬インストラクタープール ⑭インストラクター-IRB ⑮インストラクタージュニア ⑯審判員	■JLAの管理下（国内） ①JLA主催事業 ②登録クラブ及び都道府県協会の実施する活動の内、監視・救助活動、JLA資格認定講習会開催、競技会開催において、予め事業計画を都道府県協会へ提出し、JLAが認めたLS活動 ③その他、JLAが認めたLS活動	■活動中（国内） ①監視・救助活動 ②JLA資格認定講習会開催 ③競技会開催 ④ライフセービングの指導 ⑤シミュレーション審査会開催 ⑥サーフトレーニングクリニック開催 ⑦イベント監視・救助活動 ⑧HPTの合宿 ⑨その他、JLAが認めたLS活動		
				管理財物	1事故・保険期間中	50万円（現金は10万円）							
				人格権侵害	1名（1事故・保険期間中）	50万円（100万円）							
			見舞費用	事故対応費用		1事故・保険期間中						500万円	
						死亡						50万円	
						後遺障害						2万円～50万円	
		傷害保険			入院日数に応じて2～10万円／通院に応じて1～5万円								
					死亡保険金額							500万円	
					後遺障害保険金額							500万円～20万円	
					入院保険金日額							3,000円	
						手術保険金日額						入院保険金日額の5、10倍	
						通院保険金日額						2,000円	
		感染症見舞金補償保険			死亡（葬祭費用）							100万円	
					入・通院日数31日以上							7万円	
					入・通院日数 8 日～30日							5万円	
			入・通院日数 7 日以下		3万円								
資格登録者付帯賠償責任保険 (三井住友海上火災保険株式会社)	資格登録者	賠償責任保険（個人）	賠償責任保険 (免責金：自己負担5,000円)	身体・財物	1名（1事故・保険期間中）	1億円		JLA資格登録者が、ライフセービング活動中に発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物に損害を与えてしまった場合に、法律上の損害賠償責任を補償する保険。損害賠償金や裁判・弁護士費用に対して保険金が支払われる。	上記に同じ	上記のJLAの管理下に加え、JLA資格登録者個人のライフセービング活動中	上記の活動中に加え、JLA資格登録者個人の練習時		

■JLA資格登録者保険についてQ&A

質 問		回 答	
Q1：サポーター講習会の受講者に傷害保険は適用されるか？	×	無料講習会なので、そもそも保険料を徴収しないので保険は適用しない。	
Q2：サポーター講習会のインストラクターに傷害保険、賠償責任保険は適用されるか？	○	JLA管理下中であれば傷害保険と賠償責任保険は適用される。（※予め都道府県協会を通じて申請し、JLAが認めるというプロセスを整備する課題あり）。仮に管理下外すると傷害保険は適用されないが、個人賠償責任保険は適用される。	
Q3：WS資格認定講習会の受講者に適用されるか？	○	但し、講習会開催時のみ適用される。	
Q4：WS資格認定講習会（教育特割）の受講者に適用されるか？	×	学校で保険に加入されているので適用されない。	
Q5：BLS資格認定講習会の受講者に適用されるか？	○	但し、講習会開催時のみ適用される。	
Q6：BLS資格認定講習会（教育特割）の受講者に適用されるか？	×	学校で保険に加入されているので適用されない。	
Q7：BLS資格認定講習会で訓練用ダミーに人工呼吸を行った。C型肝炎に感染してしまい入院してしまった。医療費実費を適用できるか？	×	保険が適用される感染とは、厚生労働省が示す1類～3類感染症の範囲で、C型肝炎は適用されない。医療費の実費の支払いは適用されない。入・通院の日数により定額で適用される。	
Q8：BLS資格認定講習会で訓練用ダミーに人工呼吸を行った。C型肝炎に感染してしまい入院してしまった。感染源が訓練用ダミーかどうか確認がない。	×	保険が適用される感染とは、厚生労働省が示す1類～3類感染症の範囲で、C型肝炎は適用されない。医師の診断書による判断となる。	
O9：ベーシックサーフ資格認定講習会中、受講生が高波にのまれ溺死してしまった。傷害保険を適用できるか？	○	死亡保険金で協会からお見舞い金として遺族に最高で500万円を渡すことができる。（但し、本人に持病や飲酒等がある場合は適用できない場合があるので要注意）	
Q10：IRB資格認定講習会で溺れ役をしていた受講生が、IRBの船外機のプロペラに巻き込まれ、腕を切断してしまった。傷害保険を適用できるか？	×	動力のある乗り物による事故は適用されない。別途、船舶の保険に加入しておく必要がある。	
Q11：IRB資格認定講習会でインストラクターの操船ミスで受講者の頭を船外機で引いてしまった。その保護者から損害賠償請求を受けた。適用できるか？	×	動力のある乗り物による事故は適用されない。別途、船舶の保険に加入しておく必要がある。	
Q12：登録クラブが実施している監視・救助活動中に、ライフセーバーが錆びた釘を踏んでしまい後遺障害となった。傷害保険を適用できるか？	○	予め都道府県協会を通じて事業計画を出していれば適用することができる。	
Q13：保険金額の限度が死亡で500万円は少ないか？		充分ではないと思われるクラブは、クラブの負担で別途加入する。	
Q14：高波でレスキューボードを流してしまい遊泳者に大怪我をさせてしまった。保険会社に示談交渉を頼めるのか？	×	保険会社は示談交渉はしない。自身で交渉する。	
Q15：Q14で怪我をさせてしまった相手からライフセーバー個人を特定して訴えられてしまった。賠償金の支払いや裁判や弁護士費用は保険でカバーできるのか？	○	資格登録者付帯賠償責任保険で適用できる。	
Q16：怪我をさせてしまった相手から登録クラブを特定して訴えられてしまった。賠償金の支払いや裁判や弁護士費用は保険でカバーできるのか？	×	JLAが訴えられた時はこの保険で対応できるが、登録クラブを特定して訴えられた時はこの保険は適用されない。クラブで別途加入する必要がある。	
Q17：Q14で怪我をさせてしまった相手から都道府県協会を特定して訴えられてしまった。賠償金の支払いや裁判や弁護士費用は保険でカバーできるのか？	×	JLAが訴えられた時はこの保険で対応できるが、都道府県協会を特定して訴えられた時はこの保険は適用されない。都道府県協会ですべて別途加入する必要がある。	
Q18：登録クラブが実施する監視・救助活動中、警備本部の中でライフセーバーの3万円の入れた財布が紛失した。適用できるか？	×	適用されない。（仲間内は適用されない。但し、遊泳者等の第三者からお金をライフセーバーが預かり紛失してしまい警察に届出をすれば適用される）。	
Q19：登録クラブが実施する監視・救助活動のため自宅から海水浴場まで自転車で通勤中、人と接触してしまった。相手から損害賠償請求を受けた。適用できるか？	○	資格登録者付帯賠償責任保険で適用できる。また、自身の怪我也傷害保険で適用できる。	
Q20：登録クラブが実施する監視・救助活動中、設置してあったレスキューボードが風で飛ばされて遊泳者の子供の頭に当たってしまった。その保護者から損害賠償請求を受けた。	○	予め都道府県協会を通じて事業計画を出していれば、賠償責任保険で適用する。	
Q21：登録クラブが実施するボランティアパトロール中に救助に向かい、高波でライフセーバーが溺れて死亡してしまった。傷害保険を適用できるか？	○	予め都道府県協会を通じて事業計画を出して、JLAが認めた活動であることが前提となり、医師の死亡診断書の内容によるが、死亡保険金で協会からお見舞い金として遺族に最高で500万円を渡すことができる。	
Q22：登録クラブが実施する監視・救助活動中に、ライフセーバーがレスキューボードごと大波に巻かれてしまい溺死してしまった。傷害保険を適用できるか？	○	予め都道府県協会を通じて事業計画を出して、JLAが認めた活動であることが前提となり、医師の死亡診断書の内容によるが、死亡保険金で協会からお見舞い金として遺族に最高で500万円を渡すことができる。	
Q23：監視・救助の業務が終了しているが、子供が近くで溺れていると通報があった。ライフセーバーが救助中に溺死してしまった。傷害保険を適用できるか？	×	適用されない。業務が終了しているので活動外とみなされる。クラブで別途加入する必要がある。	
Q24：監視・救助の業務が終了し、練習を開始した。波を潜り抜ける際に頭を海底に強く打ち付けて頸椎損傷で下半身が動かなくなってしまった。傷害保険を適用できるか？	×	適用されない。業務が終了しているので活動外とみなされる。クラブあるいは個人の練習とみなされる。クラブで別途加入する必要がある。	
Q25：登録クラブが地域のトライアスロン大会のガードを依頼され、選手の溺水事故が発生しライフセーバーが救助したが選手が溺死してしまった。遺族から損害賠償請求を受けた。	×	適用されない。クラブで別途加入するか、大会主催に加入してもらう必要がある。	
Q26：登録クラブが地域のトライアスロン大会のガードを依頼され、ライフセーバーが器材につまずいて転んでしまい腕を骨折してしまった。傷害保険を適用できるか？	×	適用されない。クラブで別途加入するか、大会主催に加入してもらう必要がある。	
Q27：登録クラブが実施するライフセービングの練習会は適用されるか？	×	適用されない。クラブで別途加入する必要がある。	
Q28：登録クラブ、都道府県協会が実施するジュニア教室の受講者は適用されるか？	×	適用されない。クラブで別途加入する必要がある。	
Q29：JLA主催の大会で、選手が車での移動中、積んでいたボードを落とし、後続車にぶつけてしまった。	×	動力のある乗り物による事故は適用されない。別途、自動車保険の適用となる。（参考まで：ライフセーバー自身がボードを抱えていて、駐車している車にぶつけたしまった時は適用となる）。	
Q30：JLA主催の大会で、同じレースに出場した選手のサーフスキーと接触して破損させてしまった。相手から弁済を求められた。	×	適用されない。その活動を共有している仲間同士の事故は、法律上の賠償責任が発生しない為、倍書責任保険が適用されない。	
Q31：JLA主催の大会で、選手がウォームアップ中、ボードを流してしまい、他の選手の目に当たり、失明させてしまった。被害者から損害賠償請求を受けた。	×	適用されない。その活動を共有している仲間同士の事故は、法律上の賠償責任が発生しない為、倍書責任保険が適用されない。但し、傷害保険での適用は可能である。	
Q32：JLA主催の大会で、テントに置いておいたバックから現金が盗まれた。	×	適用されない。（遊泳者等の第三者からお金をライフセーバーが預かり紛失してしまった場合は適用されるが、仲間内は適用されない。但し、来賓等の第三者の場合は警察に届出をすれば適用される）。	
Q33：登録クラブが実施するマスターズ大会で、テントを設置していた際に、誤って手を挟んでしまい指を骨折した。傷害保険を適用できるか？	×	適用されない。クラブで別途加入する必要がある。	